金沢港利用に関する安全の手引き



令和2年4月

金沢港における船舶の入出港等の利用に関する協議会

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1. 金沢港の特徴 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1.1 金沢港の施設	
1.2 気 候 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1.3 風 況	
1.4 海 象	4
。	
2. 金沢港の利用船舶および気象・海象情報の収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2.1 入出港船舶等の情報 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2.2 気象・海象情報の収集 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(
3. 天候が悪化した場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ç
3.1 金沢港へ航行中のとき ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ç
3.2 金沢港付近で天候が悪化したとき ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
3.3 係留時の留意事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
4. 夜間入出港の注意 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
4.1 夜間航行の安全への配慮 ····································	
4.2 「金沢港における船舶の入出港等の利用に関する協議会」において決められた	
ルールの遵守・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
4.3 夜間港内航行中の安全に関する協力依頼 ·······	
4.4 緊急時の関係機関との調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5. 事故・災害時等の連絡 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
5.1 防災体制	21
5.2 緊急時連絡体制	22
6. 参考資料	
(参考1) 大型船舶の航行安全基準(大浜岸壁)	
(参考2) 金沢港の工事区域等の情報	
(参考3) 金沢港台風・津波等対策協議会実施細目	
(参考4) 金沢港をより安全に利用して頂くために	
(参考5)「金沢港における船舶の入出港等の利用に関する協議会」加入団体一覧表	
(参考6) 大型客船の航行安全基準	

はじめに

本手引きは金沢港大浜岸壁(-13m)の供用、コンテナ貨物量の増大など、金沢港を利用する船舶の航行の安全性についての周知が必要となっていたことから、入出港時の航行安全について、港湾利用者や関係機関が共有すべき情報をとりまとめるとともに、金沢港を利用される方にも配布・周知することで、金沢港利用における船舶の安全性の向上を図ることを目的として作成されました。また近年、金沢港には大型客船の寄港回数が増え、より一層の利用が期待されるところであります。

そこで今までとりまとめられた、船舶の入出港時の航行安全に加え、昨年度までに行われた大型客船の入出港に係る航行安全性の検討結果を本手引に追加し、周知することを目的としています。

1. 金沢港の特徴

1.1 金沢港の施設

■防波堤・航路・泊地

防 波 堤	航 路	泊 地
大野西 3,074m	大野 巾 200~300m(-10~-12m)、2300m 大野川 巾 30~149m(-2m)、4200m	大野 1,225,352 ㎡
金石西 902m	金石 巾 20m(-2.5m)、1,250m	金石 14,259 m²

[※]表中の「航路」は港則法第十二条の規定による特定港湾の「航路」又海上交通安全法で定める「航路」を指すものではない。

■係留施設

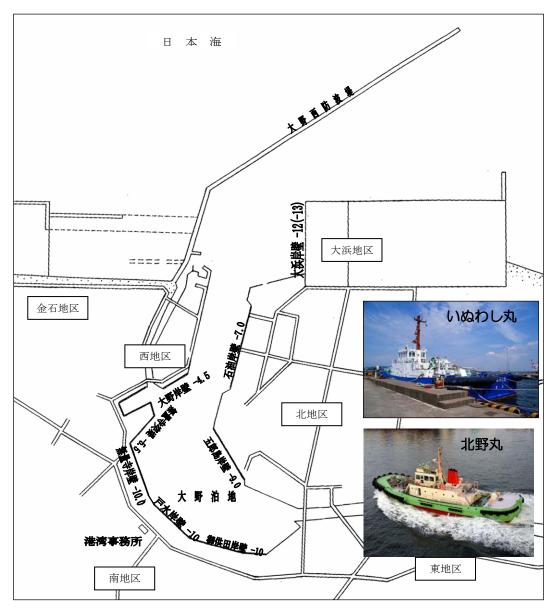
名 称	水深	延 長	接岸能力	備考
大 浜 岸 壁	-12.0m (-13.0m)	400m	30,000D/W 1 バース (20,000D/W 2 バース)	-12.0m 供用中
戸 水 岸 壁	-10.0m	370m	12,000D/W 2 バース	
御供田岸壁	-10.0m	540m	12,000D/W 3 バース	
無量寺岸壁	- 10.0m	320m	10万GT級クルーズ船*/1 バース	耐震強化
				延長のうち 60m は取付
無量寺岸壁	- 5.5m	270m	2,000D/W 3 バース	
石油 岸壁	- 7.0m	600m	5,000D/W 6 バース	
大 野 岸 壁	- 4.5m	180m	1,000D/W 3 バース	
五郎島岸壁	- 9.0m	240m	10,000D/W 1 バース	
その他物揚場	-2~4m	2,599m	_	
計		5,589m	1,000~30,000D/W22(23)バース	

※回頭水域470 m以内のクルーズ船

■引船

船名	型式	総トン数	航行区域	所有者
いぬわし丸	鋼製ディーゼル機関 2,700PS(1,350PS×2 基)	151.0 トン	平水	石川県
北野丸	鋼製ディーゼル機関 3,600PS(1,800PS×2 基)	196.0 トン	平水	石川県

金沢港施設概要図



無量寺岸壁-10.0

【金沢港の法律上の位置づけ】

港則法 : 特定港関税法 : 開港出入国管理及び難民認定法 : 出入国港

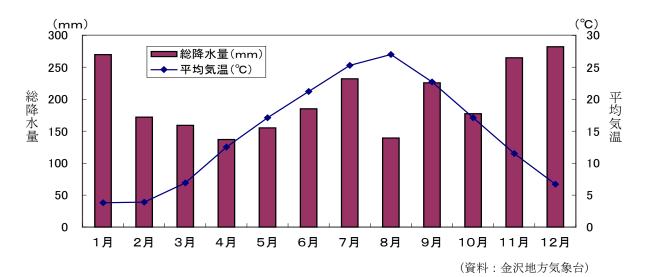
(出入国港 外国人が出入国すべき港又は飛行場で法務省令で定めるものをいう)

模疫法 : 検疫港 家畜伝染病予防法(動物検疫): 指定港 植物防疫法(植物防疫) : 指定港

SOLAS 区域:大浜岸壁,石油岸壁,五郎島岸壁,御供田岸壁,戸水岸壁,無量寺岸壁

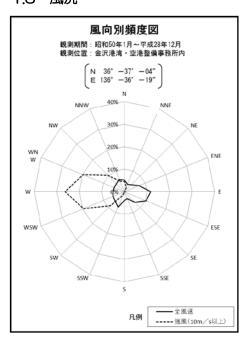
1.2 気候

平均気温及び総降水量(1981年~2010年)



北東部(「福井県以北」をいう)では雪が多いため、冬季の降水量が多く湿度も比較的高い。<u>冬季は、季節風の影響を最も強く</u>受けて寒冷で多量の降雪に見舞われ、<u>北西~北の風が強く吹雪となることが多い</u>。また、この季節には晴天の日数が少なく、降雪等のため、降水量が特に多くなってます。

1.3 風況



(資料: PORT OF KANAZAWA 2018)

日本海においては、<u>冬季は西高東低型の気圧配置に伴う北西の季節風が卓越する</u>。3 月に入ると季節風がしだいに衰え、4月ともなると南よりの風がしだいに増加します。夏季は一般に南東~南の風が多いがそれほど強くなく、沿岸において局地風や海陸風の起きる所もあります。

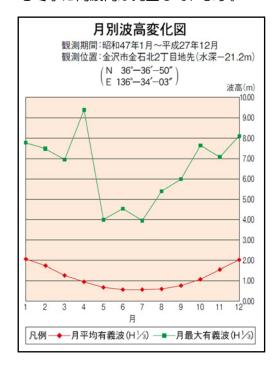
(資料:「本州北西岸水路誌」(平成 14 年 3 月刊行、 海上保安庁))

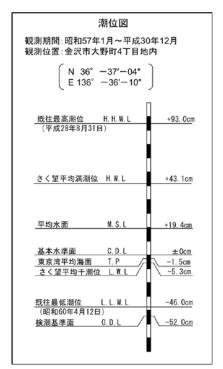
- ① 全風の卓越風向はEが全体の約12%強、次いで ESEが約11%である。
- ② 強風 (風速10m/s以上の風を強風とする) の風 向別出現頻度はWが全強風の約25%弱、次いでWNWが 20%強である。

1.4 海象

波高別・月別において<u>波高 1.50m以上の出現率</u>を月別に見ると、11 月から 3 月にかけての出現率が高く、特に 12 月から 2 月にかけて集中しています。

また、月最大有義波高(H_{1/3})は 10 月から 3 月が特に高く、北西の季節風が卓越する冬季に高波高が発生しています。





港外における通年と冬季の5波向の出現率は、NNWの出現率が高い。

5波向の出現頻度(%)

区分		計				
区分	N	N NNW NW WNW W				
通年	23. 31	31. 70	21. 37	13. 70	9. 92	100.00
冬季	14. 76	37. 45	30. 72	12. 35	4. 72	100.00

注) 5波向を100%とした出現率

(出典:平成13年度金沢港港湾環境調査(予測・評価調査)業務委託「静穏度解析調査編」報告書 平成14年3月 石川県金沢港湾事務所)

2. 金沢港の利用船舶および気象・海象情報の収集

金沢港を利用される船舶は、金沢港を利用する船舶の動静および気象・海象情報の収 集につとめてください。

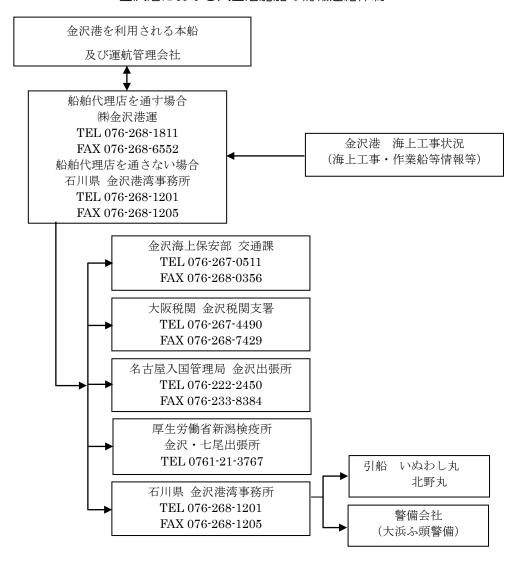
2.1 入出港船舶等の情報

各船舶(または船舶運航会社)は、見張りを厳重に行い、レーダーや AIS(船舶自動識別装置)による船舶の動静の把握のほか、金沢港における船舶代理店から入出港船舶及び海上工事等の作業船の情報を事前に入手し、金沢港の船舶等の動静の把握、行合調整等を行うとともに、必要に応じて利用者相互による調整を図ってください。

(AIS)

- ・ Automatic Identification System(船舶自動識別装置)の略称です。
- ・ 放送型自動従属監視(ADS-B)の一種で、船舶航行の安全性向上を目的に、自船の船名・船舶位置などの航海情報を VHF 帯で定期的に送信し、また他船から受信した情報を電子海図などに表示するシステムです。
- ・ 改正 SOLAS 条約により全ての客船と 300 トン以上の国際航海に従事する船舶、500 トン以上の国際 航海に従事しない船舶への搭載が義務化されています。

金沢港における入出港船舶の情報連絡体制



2.2 気象・海象情報の収集

金沢港における気象海象情報は、下記に示すホームページ等から取得することが可能です。

①ナウファス(全国港湾海洋波浪情報網)

http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/

- 国土交通省港湾局、各地方整備局、北海 道開発局、沖縄総合事務局、国土技術政 策総合研究所および独立行政法人港湾 空港技術研究所の相互協力のもとに構 築されている沿岸波浪情報網。
- 主な情報:有義波高·周期,周期帯波浪, 潮位・沖平均水面。



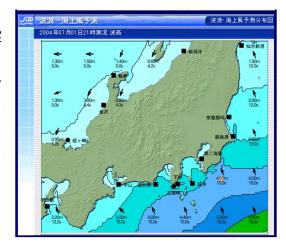
2COMEINS

- (リアルタイム気象海象情報配信システム,(財)沿岸技術研究センター 波浪情報部) http://comeins.jp/Login.html
- ・ COMEINS は、気象海象等に関する実 況・予測情報をオンライン・24時間リ アルタイムで提供する有料の情報配信シ ステムです。

(問合わせ窓口:

(財) 沿岸技術研究センター 波浪情報部

> 電話: 03-3234-5862, mail:harou@cdit.or.jp)



③金沢海上保安部 海の安全情報

http://www6.kaiho.mlit.go.jp/09kanku/kanazawa/

- ・ 金沢沿岸域情報提供システムに掲載される沿岸 気象情報。
- ・主な情報:大野灯台で観測される金沢港の風向,風速,気圧や舳倉島灯台、越前岬灯台等金沢港近郊の気象・海象状況
- · 港内工事状況, 水路通報

4)金沢地方気象台 防災気象情報

- http://www.jma-net.go.jp/kanazawa/
- ・ 金沢地方気象台ホームページに掲載される 気象情報。
- 主な情報:海上警報,台風情報,天気予報など

RABER NEOTENE NAME ALACAME STATE STA



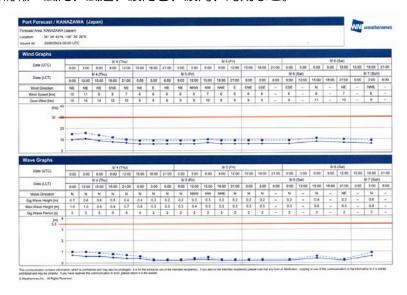
⑤大浜岸壁 風向・風速観測記録

- ・ 金沢港湾事務所が管理・記録する風向風速観測情報。
- ・主な情報:大浜岸壁で観測される金沢港の風向,風速,気圧。

6WeatherNews

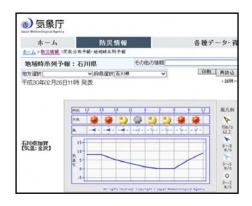
http://weathernews.jp/

- ・インターネットより、金沢港の気象海象情報を有料で得られるサービス。
- ・主な情報:風向、風速、波向き、波高、周期など。



⑦気象庁 防災情報

- · http://www.jma.go.jp/jp/jikei/325.html
- ·天気分布予報·地域時系列予報情報。
- ・主な情報:天気・風向・風速予報など



⑧石川県 防災気象情報

- http://www.micosfit.jp/ishikawa.pref/
- ・気象庁発表の防災情報や、石川県が収集している各種情報、一般気象情報。
- ・一般財団法人日本気象協会の県内ポイント予測
- ・主な情報:海上警報,台風情報,天気・風向・風速予測など





3. 天候が悪化した場合

金沢港を利用する際に、能登沖に風に関する警報が発令されるなど、天候が悪化した場合または予測される場合は、以下の点に注意して安全の確保に努めてください。

3.1 金沢港へ航行中のとき

(1) 適切な運航計画をたててください。

金沢港へ向けて航行中に金沢港付近海域の天候が悪化もしくは、悪化が予測される場合には、運航管理者と協議の上、適切な運航計画をたて、船舶の航行安全に十分に配慮し、金沢港沖合で待つことなく直接金沢港に入港及び着岸するようお願いします。

(2) 安全な錨地や泊地で待機してください。

荒天時に予定より早く金沢港に到着することが予想される場合にも、金沢港以外の安全な錨地等で待機するか、領海外で漂泊し、時間調整を図るようこころがけてください。

船舶避泊の錨地として、金沢港西防波堤沖合の検疫錨地がありますが、荒天時には走錨の危険性があるため、金沢港の西側海域であれば、舞鶴湾、敦賀湾をお勧めします。また、金沢港より東側海域であれば、飯田湾、七尾南湾、佐渡島赤泊沖、佐渡島両津湾が利用されています。ただし、飯田湾及び七尾南湾については、定置網等が多数敷設されているため、夜間の避泊は控えていただくようお願いします。また、参考までに、漂泊する場合は、富山湾も利用されています。

なお、外国船が当該海域に避泊する場合には、緊急入域申請が必要となりますのでご 注意ください。

各錨地を利用される場合には、風向や波浪条件に十分に留意して、適切な場所を選定してください。

(3) 錨泊時には、周囲の状況に十分留意してください。

錨泊する場合には、周辺の定置網や岩礁等の位置に十分注意してください。

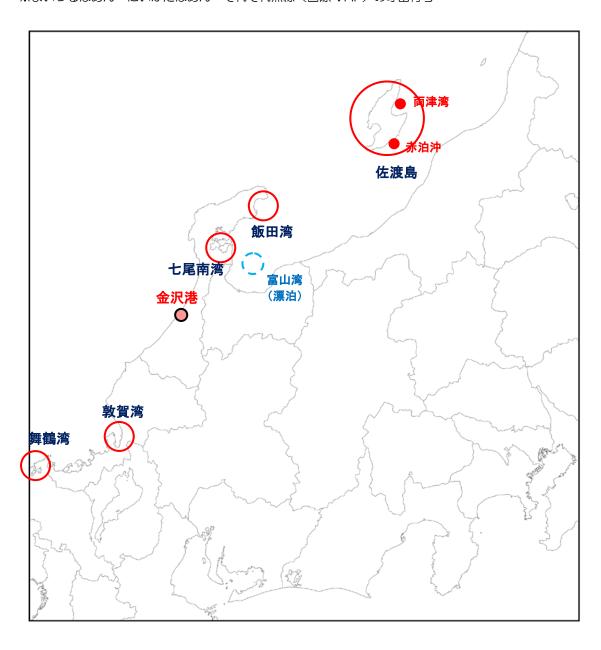
【参考:北陸近辺での錨地】

①錨地位置図

適切な錨地として、舞鶴湾、敦賀湾、七尾南湾、飯田湾、佐渡島を下図に示します。 図からわかるように、風向や波浪条件によって、錨泊が適する場合とそうでない場合が ありますので、現地の気象・海象情報を収集し、適切な場所を選定してください。

また、錨地付近では、<u>定置網や岩礁等にも注意する</u>とともに、現地の状況については、 海図や最寄りの海上保安本部(まいづるほあん,にいがたほあん)から情報を得るとと もに、外国船の場合は緊急入域の手続きを行ってください。

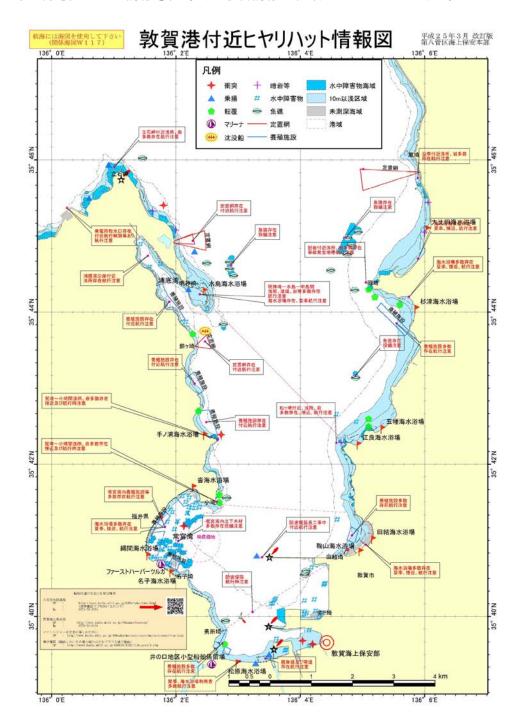
※まいづるほあん・にいがたほあん:それぞれ無線(国際 VHF)の呼出符号



②定置網等現地の情報例

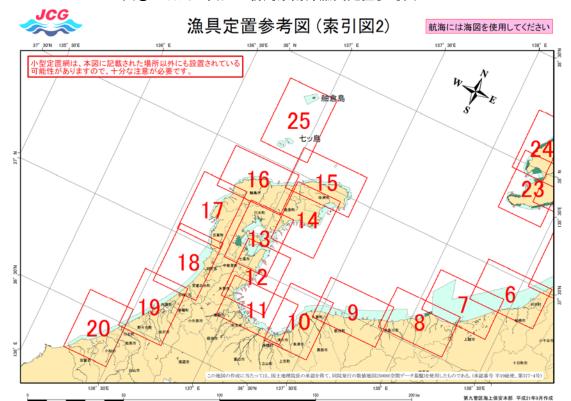
参考までに、第八管区・第九管区海上保安本部(各海洋情報部)のホームページに掲載している「敦賀港付近ヒヤリハット情報図」、「石川・富山・新潟県南部漁具定置参考図」を下図に示します。

錨地の利用については、海図をはじめ、まいづるほあん・にいがたほあん(国際 VHF 呼出符号)からの情報等、海域の最新情報の収集につとめてください。



http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN8/jouhou/tsuruga_ko.pdf

図② 石川・富山・新潟県南部漁具定置参考図



詳細 http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN9/map/9FISH/9fish-top.htm

新潟県・富山県・石川県の漁具定置参考図

- ○本図は、新潟県、富山県及び石川県の定置漁業権区域、区画漁業権区域及び 共同漁業権区域の情報を掲載しています。
- ○航海の安全のために、自船の予定航路上の漁具の確認にご利用ください。
- ○本図は、直接、航海には使用しないでください。
- ○本図は、地図の精度上誤差を含んでいます。
- ○掲載内容は、予告せず変更する場合があります。

(更新履歴)

閲覧方法(1)下記の「漁具定置参考図」をクリックしてください。

- (2) 索引図の赤枠内の番号(赤色)をクリックすると、指定した図にジャンプします。
- (※) 本図は、PDFファイル形式で作成していますので、閲覧するには、Adobe Reader が必要です。 本図は、A3サイズで作成していますので、印刷する場合、A3サイズでの印刷を推奨します。

漁具定置参考図(約5MB)

へ ここをクリックして必 要な海域の詳細図をご 利用ください。

漁具定置参考図について(解説と凡例)(PDFファイル形式 A4サイズ)

http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN9/map/9FISH/9fish-top.htm

(2) 関係機関へ状況を報告するとともに情報の収集に努めてください。

金沢港へ向けて航行中、錨地への避難等により、運航計画が変更される場合には、船舶代理店に速やかに避難場所及び今後の運航スケジュール等連絡をしてください。

○船舶代理店の連絡先

金沢港船舶代理店	住 所	郵便番号	電話番号
(株)金沢港運	(本社) 金沢市無量寺町リ-65 (代理店) 金沢市近岡町 613 番地	(本社) 920-0332 (代理店) 920-8217	(本社) 076-268-1811(TEL) 076-268-6552(FAX) (代理店) 076-256-0542(TEL) 076-256-0544(FAX)

また、最寄りの<u>管区海上保安本部の運用司令センター(第八管区は、「まいづるほあん」、</u> 第九管区は、「にいがたほあん」)を国際 VHF (CH16)で呼出し、避難場所を通報する とともに、気象・海象情報の収集に努めてください。

錨地への避難の場合、外国船であれば事前に緊急入域申請が必要となります。

※各海上保安部等への連絡先は、本手引きの23頁に示す緊急時連絡表を参照してください。

(3) 警戒体制が発令されたときの船舶等のとる措置事項を守ってください。

台風や異常に発達した低気圧,津波等が接近する場合、「金沢港台風・津波等対策協議会」から「注意喚起」「第1・第2警戒体制」が発表されます。

このとき、船舶代理店から"参考3"に示す<u>「金沢港台風・津波等対策協議会細目」</u>の措置事項を通報しますので、措置事項を遵守するとともに、「金沢港台風・津波等対策協議会」の指示に従ってください。

3.2 金沢港付近で天候が悪化したとき

(1) 関係機関との連絡調整を行ってください。

気象・海象の状況に関わらず、金沢港に入港する際は、船舶代理店と連絡を密にとり、 港内波浪や風向・風速の状況、他船の動静の把握などの把握につとめてください。 ※船舶代理店の連絡先は、本手引き13頁に示しています。

(2)警戒体制が発令されたときの船舶等のとる措置事項を守ってください。(別紙参照)

台風や異常に発達した低気圧、津波等が接近する場合、「金沢港台風・津波等対策協議会」から「注意喚起」「第1・第2警戒体制」が発表されます。

このとき、船舶代理店から"参考3"に示す<u>「金沢港台風・津波等対策協議会細目」</u>の措置事項を通報しますので、措置事項を遵守するとともに、「金沢港台風・津波等対策協議会」の指示に従ってください。

(3) 沖合での避泊をお願いします。

金沢港西防波堤内側での錨泊は、認められていません。また、金沢港は、直接外洋に面し、水深、底質等から走錨の危険があり、錨泊に適していないため、<u>金沢港西防波堤</u>沖合での錨泊は避けてください。

なお、気象・海象条件(荒天)等により、金沢港に入港できない場合、まずは、「3.1 金沢港へ航行中のとき」を参考に、金沢港以外の安全な錨地等での避泊をお願いします。

(外国船が当該海域(錨地等)に避泊する場合には、緊急入域申請が必要となりますのでご注意ください。)

また、やむを得ず沖合に退避する場合は、沿岸より十分離れた安全な海域での避泊をお願いします。なお、外国船舶が沖合に退避する場合は、領海外(沿岸から12海里以遠)での避泊をお願いします。

(参考1)

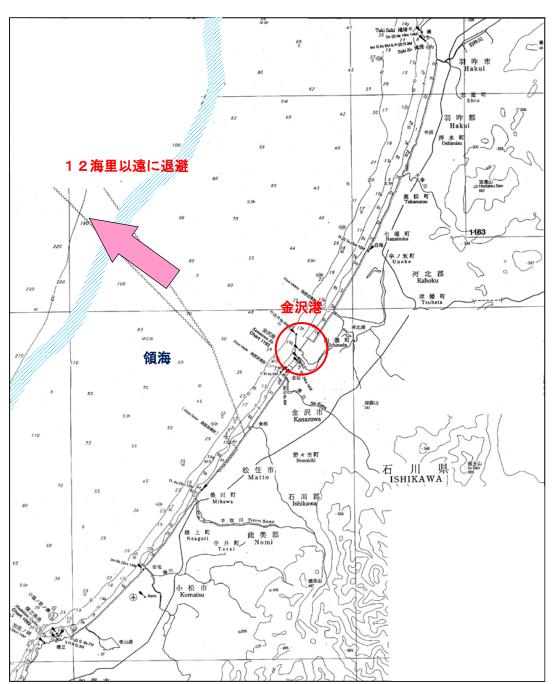
本船の安全を確保するため、沿岸から30~50海里程度、或いはそれ以上離れた沖 合の安全な海域に退避する場合もあります。

(参考2)

外国船舶の場合、「領海等における外国船舶の航行に関する法律」の規定により、原則 として領海内(沿岸から12海里内)において停留、錨泊、はいかい等を行うことは認 められていません。(ただし、緊急入域は除く)

そのため、外国船舶が沖合で避泊する場合には、領海外の安全な海域での避泊をお願いします。

○外国船舶の沖合避泊



外国船舶の沖合避泊

(4) 検疫錨地は荒天時の避泊地ではありません。

金沢港の西防波堤沖合に指定された<u>検疫錨地は、検疫を行うための錨地です</u>。当該海域の底質は、砂質土であり、荒天時には、走錨する危険が高く、錨泊には適していません。



(5)機関故障等の緊急時には、「にいがたほあん」に連絡してください。

機関故障等により、船舶の運航が出来なくなった場合、<u>至急国際 VHF で「にいがた</u> <u>ほあん」に連絡</u>するとともに、船舶代理店に連絡し、安全を確保するための必要な措置 (タグボートの手配など) をとってください。

ただし、時間的な余裕がない場合は、直ちに投錨し、危険を避けてください。

なお、やむを得ず沿岸域に錨泊する場合には、できる限り、<u>港湾施設や他の航行船舶</u> <u>等に支障がないよう配慮</u>してください。

3.3 係留時の留意事項

(1) 関係機関との連絡調整を行ってください。

金沢港で離着岸するときには、気象・海象状況に関わらず、金沢港に入出する船舶と 航路及びその周辺海域において競合しないよう、船舶代理店をはじめ、関係者間で事前 に協議・調整して安全性を確保してください。

また、気象・海象の情報を収集し、操船の安全性を確保するため、必要であれば、金 沢港の事情に精通している水先人の乗船や夕グによる支援の要請等を早めにお願いしま す。

※水先人は、七尾水先区水先人会で対応しています。

なお、海上保安部からの指導・助言があった場合には、航行安全に最大限、配慮した 対応を行ってください。

(2) 警戒体制が発令されたときの船舶等のとる措置事項を守ってください。

台風や異常に発達した低気圧,津波等が接近する場合、「金沢港台風・津波等対策協議会」から「注意喚起」「第1・第2警戒体制」が発表されます。

このとき、船舶代理店から"参考3"に示す<u>「金沢港台風・津波等対策協議会細目」</u>の措置事項を通報しますので、措置事項を遵守するとともに、「金沢港台風・津波等対策協議会」の指示に従ってください。

(3) 係留中の安全対策をとってください。

①荒天時の連絡態勢

- ・係留中は、見張り等を強化し、安全を期するとともに、港外への避難が必要と予想 される場合に備え、速やかに出港できる態勢を整えておくようお願いします。
- ・停泊中も海象・気象情報の収集に努め、保安要員を在船させ、<u>緊急態勢の確立が常</u> 時できる状態の維持をお願いします。
- ・また、停泊中、天候の悪化が予想され、綱取りやタグボートの手配、その他安全の 確保に関する措置が必要と判断される場合は、早めに関係機関との調整を図ってく ださい。
- 非常時の連絡先は、本手引き23頁の「緊急時連絡表」を参考にしてください。
- 停泊中の本船の保安責任者である船長が、やむを得ず本船を離れる場合には、一等

航海士がその任にあたるなど、保安責任者の代理の方を定めるとともに、<u>船長とは</u>常に連絡が取れる態勢を整えておくようお願いします。

②係留力の強化

・係留の船舶において、荒天時の港外避泊の必要がないと判断された場合でも、係船索の増取り、係船索の張り合わせ等による係留力の強化のほか、バラスト調整等による船体の傾斜・トリムの修正、排水量の増加等、本船コンディションの調整による安全対策に配慮してください。

③沖合避泊

船長は、気象・海象、港湾事情、本船の状態等を総合的に判断して、関係機関と協議の上、離岸し港外に避難してください。

港外への退避において、やむを得ず沖合に退避する場合は、沿岸より十分離れた安全 な海域での避泊をお願いします。

なお、外国船舶が沖合に退避する場合には、「3.2 金沢港付近で天候が悪化したとき」 に示すとおり、領海外(沿岸から12海里以遠)において、沿岸より十分離れた安全な 海域での避泊をお願いします。

4. 夜間入出港の注意

金沢港における夜間入出港の際には、以下の点に留意して安全の確保に努めてください。 なお、荒天時は、前述の「3. 天候が悪化した場合」を遵守してください。

4.1 夜間航行の安全への配慮

(1) 金沢港の気象・海象および航路の状況について十分な情報の収集につとめてください。

前述のとおり、気象・海象情報や水路通報等の情報の収集に努めるとともに、船舶代理店や海上保安部を通じ、金沢港の航路の状況、他の船舶の動静、金沢港における工事 区域等の<u>情報の収集に努める</u>とともに、できるかぎり減速して、<u>周囲の安全の確認を怠ることなく港内を航行してください。</u>

なお、参考までに、現在の金沢港の工事区域等の情報を(参考2)に添付していますが、常に最新の情報を得るようお願いします。

(2) 必要に応じて水先人、タグボート等の支援を受けてください。

夜間は、昼間に比べ視認性も劣ることから、気象・海象状況や、他の船舶(貨物船等 ほか漁船やプレジャーボート、作業船)の動静、海上工事の状況等を考慮して、<u>必要に</u> 応じて、水先人やタグボートまたは先導船等の支援の要請をお願いします。

(3) 危険物積載船舶の夜間着岸は認めていません。

危険物積載船舶の夜間着岸を認めていませんので、夜間に金沢港に到着し、沖合いで 待機する危険物積載船舶は、気象状況の把握につとめてください。

(4)総トン数3万トンを超えるような大型客船の出港については(参考6)を遵守するようお願いいたします。

4.2 「金沢港における船舶の入出港等の利用に関する協議会」において決められた ルールの遵守

これまで、「金沢港における船舶の入出港等の利用に関する協議会」において、船舶の入出港時の安全性について協議した船舶(大型旅客船(飛鳥等)、国際フェリー、大型のPCTC船)は、従来どおり、協議に基づくルールを遵守してください。

参考までに、大型船舶(PCTC船)における航行安全基準の概要を、"参考1"に、総トン数3万トンを超えるような大型客船については、(参考6)大型客船の航行安全基準を添付しています。

また、これまで船舶の航行安全について検討をしていない船型を有する船舶等((参考6)の対象船舶を越える大型の旅客船など)が初入港する際は、事前に海上保安部、港湾管理者、船舶代理店等と協議の上、必要と認めた船舶について、金沢港の安全性の確保と利用者の皆様への周知を目的として、適宜、「金沢港における船舶の入出港等の利用に関する協議会」を開催しますので、ご協力をお願いします。

4.3 夜間港内航行中の安全に関する協力依頼

夜間、港内の航行又は離着岸する際に、安全上、支障があると思われる点にお気づき の際は、船舶代理店等を通じて、港湾管理者へご相談ください。

4.4 緊急時の関係機関との調整

港内航行中に事故、災害等、緊急事態が発生した場合には、速やかに関係機関(海上保安部、船舶代理店、港湾管理者等)に連絡の上、海上保安部の指示に従ってください。

5. 事故・災害時等の連絡

5.1 防災体制

緊急時(地震、津波、台風、異常気象、流出事故及び火災等)に金沢港全体として適切かつ迅速な対応が取れるよう、「金沢港台風・津波等対策協議会」等の既存組織とも密接な連携を図ってください。

①地震津波対策

地震津波等の警報があった場合は、情報の収集に努め離岸・避難等を行ってください。 なお、地震が発生し、津波の襲来が予想される場合の船舶の基本的な対策は次のとおり とします。

- ・ 津波襲来までに時間的な余裕があり、港外退避が可能な船舶は、速やかに出港準備をし、状況に応じて沖合に避難してください。
- ・ 津波来襲に時間的な余裕がない場合は、係留索強化等の最善の措置をとり、速やかに安全な場所へ避難してください。
- ・ 入港船舶の場合、入港を見合わせてください。

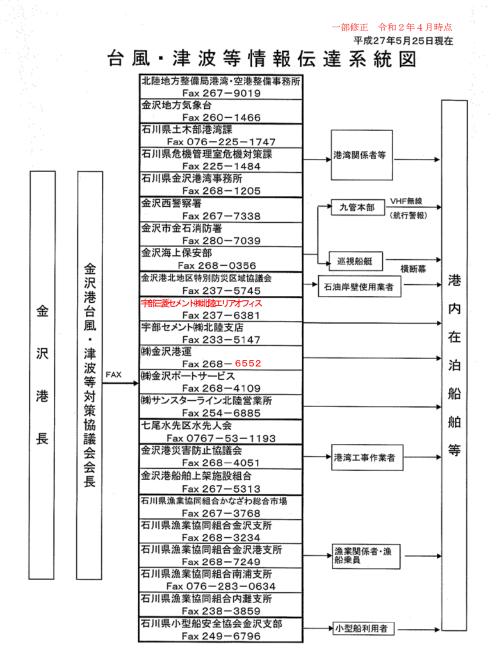
②海難事故発生時の連絡体制

海難事故(衝突、火災、座礁等)または流出油事故が発生した場合には、「5.2 緊急時連絡体制」を参考に、関係機関への速やかな連絡をお願いします。

5.2 緊急時連絡体制

本船に緊急事態が生じたときは、速やかに<u>海上保安部・港湾管理者(金沢港湾事務所)・</u>船舶代理店等関係機関に連絡(緊急時連絡表参照)してください。

なお、台風や異常に発達した低気圧・津波や災害などのときの警戒体制等の情報の伝達は、下図に示す情報伝達系統図(「金沢港台風・津波等対策協議会」)のとおりです。 また、官公署連絡表、緊急時連絡表をそれぞれ次頁以降に示します。



官公署連絡表

(運輸局)

名 称	住 所	郵便番号	電話番号
国土交通省海事局	東京都千代田区霞ケ関 2-1-3	100 - 0013	03 - 5253 - 8111
北陸信越運輸局	新潟市万代2丁目2-1	950 - 0088	025 - 244 - 6111

(海上保安部)

名 称	住 所	郵便番号	電話番号
第八管区海上保安本部	京都府舞鶴市字下福井 901	624 - 8686	0773 - 76 - 4100
舞鶴海上保安部	京都府舞鶴市字下福井 901	624 - 0946	0773 - 76 - 4120
敦賀海上保安部	福井県敦賀市港町 7 の 15	914 - 0079	0770 - 22 - 0191
境海上保安部	鳥取県境港市昭和町9の1	684 - 0034	0859 - 42 - 2531
浜田海上保安部	島根県浜田市長浜町 1785 の 16	697 - 0063	0855 - 27 - 0770
第九管区海上保安本部	新潟市中央区美咲町 1-2-1	950 - 8543	025 - 285 -0118
新潟海上保安部	新潟県新潟市中央区竜が島1丁目 5-4	950 - 0072	025 - 247-0118
伏木海上保安部	富山県高岡市伏木錦町 11-15	933 - 0105	0766 - 45 - 0118
金沢海上保安部	石川県金沢市湊 4-13	920 - 0211	076 - 266 - 6118
七尾海上保安部	石川県七尾市矢田新町二部 173	926 - 0015	0767 - 52 - 9118
能登海上保安署	石川県鳳珠郡能都町字小木 21 字 173-3	927 - 0553	0768 - 74 -8118
佐渡海上保安署	新潟県佐渡市両津夷1	952 - 0011	0259 - 27 - 0118

(警察・消防)

名 称	住 所	郵便番号	電話番号
金沢西警察署	金沢市金石本町イ1番地の1	920-0336	076 - 267 - 1241
金石消防署	金沢市矢木 3 丁目 105-1	921-8066	076 - 280 - 7012
臨港出張所	金沢市栗崎町4丁目171番地2	920-0226	076 - 280 - 9021

(医療機関連絡表)

地		医	療	機	関		
名	名称	所在地				電話番号	診療科目
石	石川県立中央病院	金沢市鞍月東2	丁目1	番地		076 (237) 8211	総合
JII	金沢医科大学病院	石川県河北郡内	難町大学	学 1 - 1		076 (286) 3511	総合

緊急時連絡表

(関係機関)

名 称	電話番号
石川県土木部港湾課	076 - 225 - 1746
金沢港湾事務所	076 - 268 - 1201
国土交通省北陸地方整備局金沢港湾•空港整備事務所	076 - 267 - 2241
北陸信越運輸局 石川運輸支局 七尾庁舎	0767 - 53 - 1120
第九管区海上保安部 金沢海上保安部	076 - 266 - 6118
大阪税関 金沢税関支署	076 - 267 - 4490
農林水産省名古屋植物防疫所 伏木富山支所小松空港出張所	0761 - 24 - 1406
厚生労働省新潟検疫所 金沢七尾出張所	0761 - 21-3767
名古屋入国管理局 金沢出張所	076 - 222 - 2450
金沢労働基準監督署	076 - 292 - 7933
金沢西警察署	076 - 267 - 1241
金石消防署	076 - 280 - 7012
臨港出張所	076 - 280 - 9021
七尾水先区水先人会	0767 – 53 - 1192
㈱金沢港運	076 - 268 - 1811(本社) 076 - 256 - 0542(代理店)

(医療機関)

名 称	電話番号	
石川県立中央病院	076-237 - 8211	
金沢医科大学病院	076-286 - 3511	

6. 参考資料

- (参考1) 大型船舶の航行安全基準(大浜岸壁)
- (参考2) 金沢港の工事区域等の情報
- (参考3) 金沢港台風・津波等対策協議会実施細目
- (参考4) 金沢港をより安全に利用して頂くために
- (参考5) 「金沢港における船舶の入出港等の利用に関する協議会」加入団体一覧表
- (参考6) 大型客船の航行安全基準

(参考1) 大型船舶の航行安全基準(大浜岸壁)

入出港基準概要

入出港基準:大型船舶入出港基準(日の出~日没)

項目	基準等	備考
対象船舶		
X)	国際総V 40,000 V以上 自動車専用船	
格士 ロケール、沙 び		
航路水深	-12.0m	
許容水深	対象船舶の喫水の 10%以上を確保	
	「港内波浪、うねりの影響など状況に応じて余裕	
	量を考慮」	
風速	平均風速 9.0m/sec	
	入港船舶の船種,船型,載貨状態,風向,波浪の	
	状況を踏まえ関係者が協議の上、適切に運用す	
	る。	
港外波高	有義波高 1.0~1.5m	
視程	1.0km 以上	
入出港時間帯	原則 日の出から日没(薄明時間含む)	
接岸速度	10cm/s 以下	
水先人の乗船	水先人の乗船を原則とする。**1	
引船の使用	引船2隻を使用することを原則とする。※2	2700 馬力/隻以上
国際 VHF の聴守	国際 VHF (ch16) を聴守し呼び出しがあれば必	通信
	ず応答すること。	ch06,12,15,17
船舶の競合回避	金沢港に入出する船舶と航路・泊地内及びその周	
	辺海域において競合しないよう、船舶代理店をは	
	じめ、関係者間で事前に協議・調整して入出港時	
	における安全性を確保する。	

※1:大型のPCTC 船及び不当運航船舶については、水先人の乗船を原則とする。

※2:引船2隻の使用を原則とする。ただし、天候、波浪及びその他(スラスター能力)の条件により、隻数の加減ができるものとし、水先人及び船長の判断により、決定する。

なお、スラスターが装備されていない船舶については、離着岸時に2隻の引船を必ず 使用すること。また、海上保安部からの指導・助言があった場合には、航行安全に最大 限、配慮した対応を行う。

※本概要表は、平成20年10月3日に開催された<u>「金沢港における船舶の入出港等の利用に関する協議会」</u>における資料の抜粋です。協議された内容に関してすべてを示しているものではありません。

(参考2) 金沢港の工事区域等の情報

(HP:金沢沿岸域情報提供システム (MICS)より)



http://www6.kaiho.mlit.go.jp/09kanku/kanazawa/anzen.html

第九管区水路通報検索画面



http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN9/zushi/indexbun.html#

金沢港台風。津波等対策協議会

平成27年5月25日 金沢港台風·津波等対策協議会事務局 (金沢海上保安部 交通課内) 金沢港台風・津波等対策協議会会則第10条の規定に基づき、金沢港台風・津波等対策協議会実施細目を次のように定める。

金沢港台風·津波等対策協議会実施細目

- 1 台風の場合の安全対策
 - (1) 注意喚起

金沢地方気象台が台風に関する気象情報を発表した場合に注意喚起とし現状の情報提供及び今後の情報収集を促すために行う。

船舶等のとる措置事項は、別表第1に掲げるものとする。

(2) 第1警戒体制

石川県に暴風警戒域の到達が12時間以内と予想されるときは、第1警 戒体制とし、船舶等のとる措置事項は、別表第1に掲げるものとする。

(3) 第2警戒体制

石川県に暴風警戒域の到達が6時間以内と予想されるときは、第2警戒体制とし、船舶等のとる措置事項は、別表第1に掲げるものとする。

(4)解除

台風の警報が解除された場合。

- (5) 協議会会長は、上記以外に必要と判断される場合には、警戒体制の発表、 解除を行うことができるものとする。
- 2 異常に発達した低気圧の場合の安全対策
 - (1) 注意喚起

金沢地方気象台から暴風(雪)等に関する気象情報が発表されたときに注意 喚起とし、現状の情報提供及び今後の情報収集を促すために行う。

船舶等のとる措置事項は、別表第1に掲げるものとする。

(2) 第1 警戒体制

金沢地方気象台から暴風(雪)等に関する気象情報が発表され、かつ、能登 沖に海上強風警報が発表された場合に第1警戒体制とし、船舶等のとる措置 事項は、別表第1に掲げるものとする。

(3) 第2警戒体制

金沢地方気象台から暴風(雪)等警報が発表されたときは、第2警戒体制とし、船舶等のとる措置事項は、別表第1に掲げるものとする。

(4)解除

暴風(雪)等警報の解除が発表された場合。

- (5)協議会会長は、上記以外に必要と判断される場合には、警戒体制の発表、 解除を行うことができるものとする。
- 3 津波の場合の安全対策
 - (1) 第1警戒体制

石川県加賀沿岸に津波注意報が発表されたときに第1警戒体制とし、船舶 等のとる措置事項は、別表第2に掲げるものとする。

(2) 第2警戒体制

石川県加賀沿岸に津波警報が発表されたときに第2警戒体制とし、船舶等のとる措置事項は、別表第2に掲げるものとする。

(3)解除

石川県加賀沿岸の津波注意報・警報が解除された場合。

- 4 協議会会長は上記1、2、3に掲げる安全対策が必要と判断した場合は、金沢 港長に事前に通知するものとする。
- 5 通信障害時の安全対策
 - (1) 協議会会員及び船舶は、通信インフラ障害により情報が伝達できない場合を想定し、気象庁が発表する津波に関する情報を入手した場合は、金沢港長からの勧告や協議会等からの連絡を待つことなく、協議会で決められた対策をとるものとする。
 - (2) 協議会の会員は、発災時に本船との連絡が不通となる事態を想定し、入港時の訪船等に併せ、協議会による津波対応表の概要を周知するものとする。

6 情報の伝達

- (1) 協議会会長は、各警戒体制について別図(伝達系統図)により伝達を行う。
- (2) 協議会会長は、金沢港長から勧告が発出された場合は、会員に対し勧告を 伝達するものとする。この場合、協議会警戒体制等の伝達は省略することが 出来るものとする。
- (3) 協議会会長が行う伝達は、同協議会事務局から一斉同報 (FAX) により警戒体制に応じて別添様式1~8を送信する。
- (4) 会員は、伝達内容を関係者に確実に伝達するため、必要に応じ、内部連絡系統を定める。

附則

本細目は、平成17年10月1日から施行する。

附則

本細目は、平成19年8月22日から施行する。

附則

本細目は、平成20年8月29日から施行する。 附則

本細目は、平成22年6月18日から施行する。 附則

本細目は、平成23年6月21日から施行する。 附則 本細目は、平成25年6月21日から施行する。

	に発達した仏外江州心衣	
区分	発令基準	船舶等のとる措置事項
注意喚起	・金沢地方気象台が台風に 関する気象情報を発表した場合。 ・金沢地方気象台暴風(雪) 等に関する気象情報が発 表された場合。	1 気象庁が発表する台風、暴風(雪)等に関する気象情報等を入手してその動静に留意すること。 2 停泊中の自動車専用船、PCTC船で1万トン以上の船舶は状況に応じて出港すること。
第1警戒体制	・石川県に台風の暴風警戒域が12時間以内に到達されると予想される場合。 ・金沢地方気象台から暴風(雪)等に関する気象情報が発表され、かつ能登沖に海上強風警報が発表された場合。	1 在港船舶等は、荒天準備を行い必要に 応じて直ちに運航できるように準備する こと。 2 工事、作業現場においては、荒天準備 を行い資機材等の流出防止措置をとる。 3 錨泊中の船舶は抜錨し安全な海域に 避難すること。 4 危険物運搬船は運航規定に従った措 置を取ること。
第2警戒体制	・石川県に台風の暴風警戒 域が6時間以内に到達されると予想される場合。 ・金沢地方気象台から暴風 (雪)等警報が発表された 場合。	1 停泊中の船舶等は、増しもやい等を十分に行うとともに、機関をスタンバイ状態にして荒天準備を完了させ厳重な警戒態勢をとること。 2 小型船及び雑種船は、船だまり等安全な場所に避難するとともに、荒天準備に万全を期すこと。 3 流出防止措置を完了した木材や工事作業用資機材等については、厳重な警戒態勢をとること。 入港しようとする船舶金沢港周辺以外の安全な場所で避泊し、入港を見合わせること。 ただし、金沢港以外に避泊する場所がないときは、関係官庁に連絡して指示を受けること。 この場合、金沢港は港内が狭く錨泊地が限
解除	台風・暴風(雪)等の警報	定されることから、原則として岸壁に着岸 させ避難するものとする。 が解除された場合。

津波対応表 別表第2

			No. No. of the St.	船舶等のとる措置事項					
区 分	種	発 令 基 準 [予想高さ]	津波来襲ま での時間的 余裕の有無	大型船・中型船 (漁船を含む)			小型船(プレジャーボート、小型漁船等)		
	類			港内着岸船		錨泊船・航行船	港内着岸船	錨泊船・航行船	
				一般船舶	危険物積載船舶		他们有产加	3组行用: 701117月	
第1警戒体制	津波注意報	石川県加賀沿岸に津波注意報 が発表された場合 【 lm (0.2m<予想高さ≤1 m)】		荷役・作業中止 沖合退避又は 保留避泊	荷役・作業中止 沖合退避又は 保留避泊	冲合退避	係留強化の後、 陸上避難 (場合によっては 沖合退避)	神合退避	
	津波警報	石川県加賀沿岸に津波警報 が発表された場合 [3m (1m<予想高さ≤3m)	無	荷役・作業中止 係留避泊	荷役・作業中止 係留避泊	冲合退避	陸上避難	沖合退避	
第2警戒体制	大津波警報	石川県加賀沿岸に大津波警報 が発表された場合 5m (3m<予想高さ≦5m) 10m (5m<予想高さ≦10m) 10m 超 (10m<予想高さ)	無	荷役・作業中止 係留避泊又は 陸上避難	荷役・作業中止 係留避泊又は 陸上避難	沖合退避	陸上避難	沖合退避	
解除	石川県加賀沿岸の津波注意報、津波警報及び大津波警報が解除された場合								

津波対応表用語

・津波来襲時までの時間的余裕

無 : 大津波・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間(船舶を沖合退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで)が無い

(金沢港は、「金沢市津波避難地図 全体版」において、地震発生から津波の第一波が到達する時間的余裕は無い。)

・大型船 : タグボート等の補助船、パイロットを必要とし単独での出港が困難な船舶をいう。

・中型船 : 大型船及び小型船以外の船舶をいう。

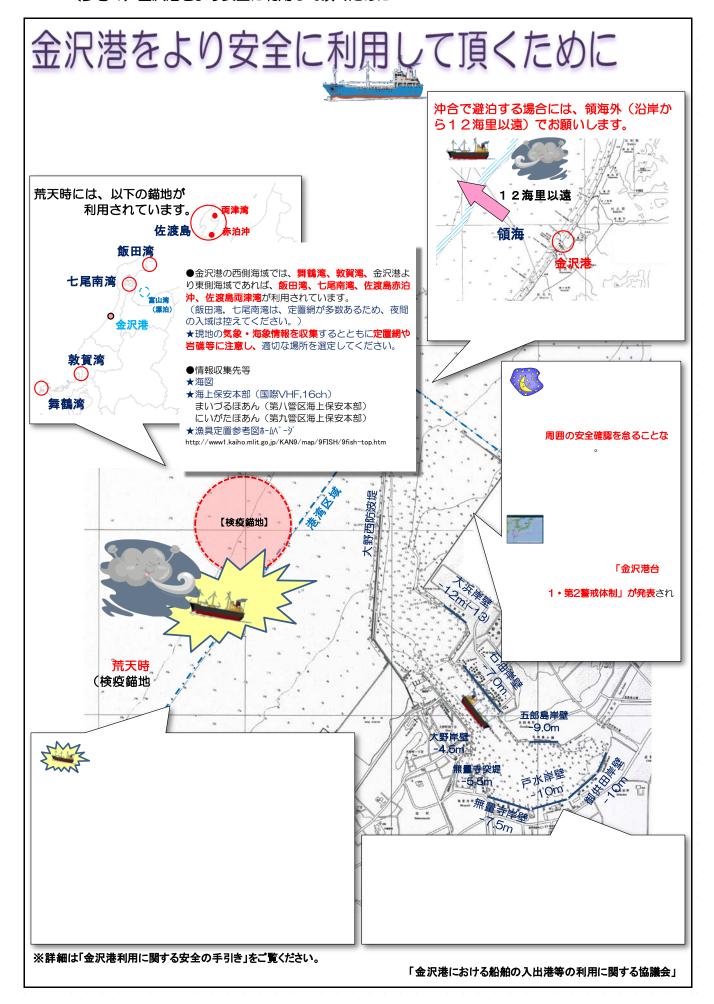
・小型船 : ブレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶(造船所での陸揚げは含まない)をいう。

・陸上避難 :船舶での退避は高い危険が予想されるので、乗組員等は陸上の高い場所に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措

置をとる。

・沖合退避 : 水深が深く、十分広い沖合海域に避難する。

・係留避泊 :係留強化、機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗する(陸上作業員等の緊急避難場所として乗船させることも考慮する。)



(参考5)「金沢港における船舶の入出港等の利用に関する協議会」加入団体一覧表

所属		所在地	電話番号	ファックス番号	
荷主関係者】					
㈱コマツ金沢工場	920-0225	金沢市大野町新町1-1	076-237-2200	076-237-2486	
太平洋セメント㈱北陸支店	920-0919	金沢市南町5-20	076-234-1441	076-237-1417	
宇部三菱セメント㈱北陸エリアオフィス	920-0032	金沢市広岡3-1-1	076-233-5141	076-233-5147	
【漁協関係者】					
石川県漁業協同組合かなざわ総合市場	920-0333	金沢市無量寺ヲ51	076-268-1101	076-267-3768	
金沢支所	920-0337	金沢市金石西1-1-12	076-267-1247	076-268-3234	
金沢港支所	920-0333	金沢市無量寺ヲ51	076-268-1672	076-268-7249	
南浦支所	929-1177	かほく市白尾ム2-12	076-283-0030	076-283-0634	
内灘支所	920-0274	河北郡内灘町字向粟崎 1-309	076-238-3055	076-238-3859	
【小型船舶関係者】					
石川県小型船舶安全協会金沢支部	924-0053	金沢市水澄町429-1	076-287-6782	076-287-6783	
ウォータフロントパーク金沢	920-0331	金沢市大野町4丁目 甲19番	076-213-5533	076-213-5534	
【協議会】					
金沢港北地区特別防災区域協議会 (石油防災(株)金沢防災事業所)	920-0331	金沢市大野町4-ソ2	076-237-5128	076-237-5745	
金沢港災害防止協議会	920-0344	金沢市畝田東3-87	076-268-4681	076-268-4055	
【船舶代理店等】					
㈱金沢港運	920-0332	金沢市無量寺町リー65	076-268-1811	076-268-6552	
㈱金沢ポートサービス	920-0332	金沢市無量寺町リー65	076-267-3719	076-268-4109	
【水先案内人】	***************************************		***************************************	***************************************	
七尾水先区水先人会	926-0015	七尾市矢田新町二部 162-3	0767-53-1192	076-53-1193	
【経済団体】					
(社)金沢港振興協会	920-0332	金沢市無量寺町リー65	076-254-0711	076-254-0701	
【行政関係者等】					
金沢海上保安部	920-0211	金沢市湊4-13	076-267-0511	076-268-0356	
北陸整備局金沢港湾·空港整備事務所	920-0331	金沢市大野町4-2-1	076-267-2241	076-267-9019	
石川県商工労働部産業立地課	920-8580	金沢市鞍月1-1 県庁内	076 - 225 - 1504	076-225-1518	
石川県土木部港湾課		"	076-225-1746	076-225-1747	
【事務局】					
石川県金沢港湾事務所	920-0332	金沢市無量寺町リー65	076-268-1201	076-268-1205	

(参考6) 大型客船の航行安全基準

■入出港基準概要

項目		備考		
対象岸壁	戸水	無量寺	大浜	
対象船舶	7万GT級	7万GT級 8~10万GT級 11~16万		
風速	1 0 m/sec以下	8 m/sec以下	8 m/sec以下	大野灯台観測値 (10分間平均風 速)とする。
着栈速度	5 cm/sec以下	10cm/sec以下	16万GT級(アジポット型): 7cm/sec以下	操船における 目標値とする。
			1 3 万 G T 級(在来型): 1 0 c m/sec以下	
波高				
視程				
水深	入港時最			

■3万トン以上の客船

項目	基準等	備考	
進路警戒船	対象クルーズ船が港内及び航路航行中は、進路警戒船を配備して、 漁船、プレジャーボート等の小型船に対する警戒に当たらせること。		
水先人の乗船	水先人の乗船を原則とする。		
曳船の使用・	※1 曳船1隻以上の配備を原則とする。	2,700馬力/隻以上	
	※2 夜間出港の場合は、曳船2隻の配備を原則とする。		

- ※1 配備する隻数については、入出港時の気象状況等を踏まえて、船長と水先人で協議すること。 また曳船は進路警戒船を兼務することができる。
- ※2 夜間出港においては、狭隘な水域環境における夜間航行を考慮して、曳船2隻の配備を原則とする。 離岸支援の業務終了後は、可能な範囲で1隻を適宜先航させて進路警戒に当たらせるとともに、 操船者が、岸壁、防波堤等の陸域部との離隔距離を把握するための支援対策として、必要に応じ、 探照灯による陸域部の要所の照射などに当たらせること。
- 注1)上表の対象船舶以下の総トン数であっても、 安全な回頭円(船長の 2 倍)を確保出来ない大型客船については、 自船の総トン数より上の対象船舶基準を準用する。
- 注2) 入港は日出から日没の間とする。

※本概要表は、平成26年1月16日、平成28年2月4日及び平成30年2月23日に開催された「金沢港大型客船入出港に係る航行安全調査委員会」における資料の抜粋です。協議された内容に関してすべてを示しているものではありません。